



佐伯卓師議員

問 農地確保し 新規参入者の募集を

答 ベターな提案だ 今後考える

Q 新規就農者支援制度を創設し3年経過したが現状と成果はどうか。

A 町長 新規参入者が新たに農業を始める場合、住居や農地の確保が大きな課題になる。町が前もってリストアップし、メニューをもって募集すべきではないか。

Q 町が仲介することにより、新規参入者や地権者も安心して取り組むことができ、事業効果も上がるのでは。

A 町長 就農者支援はこれまで和牛2人、トマトなど野菜5人、農業公社1人

Q の計8人で、すでに独立し経営している人もいます。農地確保の提案はベターだと思うので、今後考えていきたい。

Q 6次産業化は旧町村からの課題であり、加工施設を建て、取り組んだ経緯はあるが、期待する成果は出ていない。

A 町長 新年度からの町の取り組みと民間活用について、また既存の加工施設の活用と、農商工連携の取り組み、農協との連携は。

Q バイオマス構想において、大量の原材料が必要となるが、今回森林法が改正され、伐採などの規制が厳しくなると聞く。森林法改正の概略と、本町の対応は。

A 町長 改正は既に行われており、概要は次の通りだ。①新たに森林の所有者に

Q 復活への考えはあるのか。

A 町長 本町においては、子牛の生産実績はかなりあり歴史もある。肥育農家は33戸で、復活に向けてはこの肥育農家の理解・賛同が必修条件であり、今後、協議などを進め、神石牛復活に取り組みしていく。

Q 「神石牛」ブランド復活は

A 町長 肥育農家は33戸で、復活に向けてはこの肥育農家の理解・賛同が必修条件であり、今後、協議などを進め、神石牛復活に取り組みしていく。

Q 現在6カ所の加工場は、規模も小さく十分利用されていないのでフル活用したい。

A 町長 農商工連携はこれまで成果は見えないが、商工会はアドバイザーと考えている。農協とは連携して取り組みたい。



神石小学校 卒業生と保護者（21世紀の塔の前で）

自治振興会 担当者決め支援を

Q 源流の里維持再生対策は、自治振興会や班によって取り組みに差が出ている。高齢化や人材不足により取り組みの遅れている自治振興会に町職員の担当者を決め支援することはできないか。

A 町長 目に見える効果はなかなか難しいが、安心という面で効果が出ている。地域間の格差が生じているのは事実だが、成功例もあり、連携しながら地域再生基金なども活用し取り組みたい。全国では担当者を決めて取り組み例もあり、将来的には考えてみたい。

問 商品開発とブランド化推進は

答 「未来創造事業」で推進する

Q 農業の第6次産業化推進による、トマト・ブドウ利用での新商品開発への考えは。主要母体となる組織が必要では。

A 町長 今後の新商品開発は、「未来創造事業」で進め、雇用拡大と地域の活性化につなげたい。主要となる母体は大切だ。各地で事業主体の立ち上がりが好ましく、行政もかかわっていきたい。



丸山達夫議員

Q バイオマス構想において、大量の原材料が必要となるが、今回森林法が改正され、伐採などの規制が厳しくなると聞く。森林法改正の概略と、本町の対応は。

A 町長 改正は既に行われており、概要は次の通りだ。①新たに森林の所有者に

Q 復活への考えはあるのか。

A 町長 本町においては、子牛の生産実績はかなりあり歴史もある。肥育農家は33戸で、復活に向けてはこの肥育農家の理解・賛同が必修条件であり、今後、協議などを進め、神石牛復活に取り組みしていく。

Q 「神石牛」ブランド復活は

A 町長 肥育農家は33戸で、復活に向けてはこの肥育農家の理解・賛同が必修条件であり、今後、協議などを進め、神石牛復活に取り組みしていく。

Q 現在6カ所の加工場は、規模も小さく十分利用されていないのでフル活用したい。

A 町長 農商工連携はこれまで成果は見えないが、商工会はアドバイザーと考えている。農協とは連携して取り組みたい。

なった者は、市町村長届け出義務が課せられる。②所有者不明の森林も適正な森林施業の確保のため、行政の裁定により施行代行者で間伐が行われ、作業道設置も公告手続きで可能である。③無届け伐採の場合中止命令、また伐採後の造林を行わせる命令が出せる。④森林施業計画を森林経営計画と改め、継続的森林経営を行うために施業、森林の集約化を前提とし実行性のある計画に見直す。小規模所有形態であれば、森林組合などの林業者に委託し、計画作成と施行をすることになり、所有者自ら自由に伐採できなくなる。



真庭市 木材集積基地にて研修

Q バイオマス構想のあるなか、個人の自由伐採規制が強化され、届出が必要なのか。山林所有者への法律改正の周知は。

A 町長 林業家には3月21日に説明会を行い、山林所有者にはかがやきネットや広報などにより伐採の届出が必要となり、自由伐採ができなくなる事を周知していく。